

公 告

下記森林について森林経営管理法第25条第1項の規定により公告する。

令和6年8月1日

設楽町長 土屋 浩



記

1 森林の所在等

整理番号	所在・地番	林班・小班	地目	面積 (ha)
1	設楽町田内字タキ上 24-1	1115 ㍑	山林	0.01
2	設楽町田内字タキ上 26	1115 ㍑	山林	0.15
3	設楽町田内字タキ上 27	1115 ㍑	山林	0.09
4	設楽町田内字タキ上 29-1	1115 ㍑	山林	0.04
5	設楽町田内字タキ上 29-2	1115 ㍑	山林	0.03
6	設楽町田内字タキ上 30	1115 ㍑	山林	0.06
7	設楽町田内字タキ上 31-1	1115 ㍑	山林	0.0008
8	設楽町田内字沖久蔵 2	1115 ㍑	山林	0.17
9	設楽町田内字沖久蔵 3	1115 ㍑	山林	0.03
10	設楽町田内字宮下 8-2	1115 ㍑	山林	0.07
11	設楽町田内字宮下 9-3	1115 ㍑	山林	0.17
12	設楽町田内字宮下 10-1	1115 ㍑	山林	0.05
13	設楽町田内字宮下 10-2	1115 ㍑	山林	0.19
14	設楽町田内字宮下 11	1115 ㍑	山林	0.03
15	設楽町田内字宮下 12	1115 ㍑	山林	0.01
16	設楽町田内字宮下 13	1115 ㍑	山林	0.01
17	設楽町田内字権化 1-3	1115 ㍑	山林	0.06
18	設楽町田内字権化 2	1115 ㍑	山林	0.13
19	設楽町田内字権化 3-1	1115 ㍑	田	0.04
20	設楽町田内字権化 3-2	1115 ㍑	田	0.03
21	設楽町田内字権化 5	1115 ㍑	田	0.08
22	設楽町田内字権化 6	1115 ㍑	田	0.14
23	設楽町田内字権化 36-2	1115 ㍑	山林	0.07
24	設楽町田内字権化 37-1	1115 ㍑	山林	0.13

25	設楽町田内字宮下 19-7	1115 ㊦	山林	0.02
----	---------------	--------	----	------

- 2 この公告は、別添の経営管理権集積計画を定めようとするにあたり、上記の森林の森林所有者を確知できないことから行うものである。
- 3 上記の森林の森林所有者は、この公告の日から起算して6月以内に、申出書に当該森林についての権原を証する書類を添えて設楽町に提出するものとする。
- 4 前項の規定による申出がないときは、愛知県知事が森林経営管理法第 27 条第 1 項の規定により、裁定をすることがある。
- 5 上記森林について、別添の経営管理権集積計画の定めるところにより、設楽町が経営管理権の設定を、森林所有者が経営管理受益権の設定を受ける。
- 6 経営管理権に基づき、当該森林について
- (1) 森林経営管理法第 33 条第 1 項の規定による市町村森林経営管理事業の実施による経営管理
  - (2) 森林経営管理法第 35 条第 1 項に規定された経営管理実施権配分計画による経営管理実施権の設定及び当該経営管理実施権に基づく民間事業者による経営管理
- のいずれかが行われる。

7 当該森林に係る経営管理権集積計画の内容

番号	始期	存続期間	経営管理権に基づいて行われる経営管理の内容	販売収益から伐採等に要する経費を控除してなお利益がある場合において供託されるべき金銭の額の算定方法及び当該金銭の供託の時期	存続期間の満了時及び委託が解除されたものとみなされた時における清算の方法	備考
1 ～ 25	別添集積計画の公告日以降	2040/3/31	○町は、存続期間中に間伐を実施するものとする。景観維持の必要に応じて広葉樹の植栽を行うこととする。なお、施業の実施にあたっては、溪畔林における不必要な伐採は控える等、生物多様性に配	(1. 森林所有者に支払われるべき金銭の算定方法) ○経営管理権に基づき町が実施する間伐の結果生じた木材の販売による収益は町のものとする。 (2. 留意事項) ○町が経営管理を行うために要した経費は町が負担するものとする。ただし、森林保険を付保する場合における保険料は除くものとする。	○町から森林所有者に金銭の支払いは行わない。	

		<p>慮するものとする。</p> <p>○町は、火災、病虫害及び気象害の予防のため、年1回の森林の巡視を行うものとし、当該巡視は林道からの目視によって判断できる限りで行う。</p>		
--	--	--	--	--

8 経営管理権及び経営管理実施権の設定に係る法律関係に関する事項

- (1) 森林所有者が経営管理集積計画の取消しを望む場合は、設楽町長の同意が必要となる。
- (2) 経営管理権の設定を受けた設楽町又はその委託を受けて施業を実施する者は、経営管理の実施にあたり、経営管理権が設定された森林に立ち入り、森林内作業道等の施設を設置し又は設置した施設を利用できる。
- (3) 経営管理権が設定された森林について、災害が生じることで当該経営管理権集積計画に記載された経営管理の内容を実施することが著しく困難となった場合は、受託者である設楽町は経営又は管理をする責任を免れる。また、当該経営管理権集積計画を取り消すことができる。
- (4) 経営管理権が設定された森林の立木の所有権は引き続き森林所有者に帰属する。

以上

(備考)

- 1 当該森林について定めることとする経営管理権集積計画を併せて公告すること。